

## 2024 年度税制改正対応

# 中小企業向け賃上げ促進税制

2024 年度税制改正により、中小企業向けの賃上げ促進税制が拡充されました。中小企業の場合、最大 45% の税額控除を受けることができます。制度の概要をご案内します。

## 教育訓練費と、子育て両立・女性活躍支援で上乗せ

### 対象となる「中小企業」とは

#### ① 法人の場合

対象	青色申告書を提出する中小企業者等 (資本金 1 億円以下の一定の法人等)
適用期間	2024 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度

#### ② 個人の場合

対象	常時使用する従業員数が 1,000 人以下の青色申告書を提出する個人事業主
適用期間	2025 年～2027 年の各年

### 制度の概要

賃上げ促進税制は、賃上げを実施した場合に、その給与等支給額の増加額の一部を法人税（所得税）から税額控除できる制度です。

$$\text{税額控除額}^{\ast 1} = \text{給与等支給額の増加額}^{\ast 2} \times \text{税額控除率}$$

$$\text{給与等支給額の増加額} = \text{適用事業年度の給与等支給額} - \text{その前年度の給与等支給額}$$

### 給与等支給額とは

計算に用いる給与等支給額とは、**その事業年度に損金算入されるすべての国内雇用者に**

対する給与等の支給額です。以下の 2 点にご注意ください。

#### 給与等支給額を計算する際の留意点

##### 1. 国内雇用者について

パート、アルバイト、日雇労働者は含まれますが、役員(使用人兼務役員を含む)や特殊関係者(役員や個人事業主の親族等)は含まれません。

##### 2. 補填額がある場合

給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合(例えば一定の補助金、助成金、給付金等<sup>※</sup>)は、その額を給与等の支給額から控除します。

- ※ 補填額に該当する補助金等の例
- ・キャリアアップ助成金(正社員化コース、障害者正社員化コース、賃金規定等改定コース)
  - ・両立支援等助成金(育児休業等支援コース等)
  - ・トライアル雇用助成金(一般トライアルコース、障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース、若年・女性建設労働者トライアルコース)

※1 税額控除額の上限は、法人税額等の 20% です。繰越控除制度(p.2 参照)の適用を受ける場合は、繰越控除を受ける金額とあわせて 20% が上限となります。

※2 給与等支給額の増加額の上限は、適用事業年度と前年度の「給与等支給額から、雇用安定助成金等の金額がある場合にはその金額を控除した金額」の差額(増加額)です。

#### 税額控除率の求め方

$$\begin{aligned} \text{税額控除率} &= \text{賃上げ要件の税額控除率} \\ &+ \text{上乗せ要件①の税額控除率} \\ &+ \text{上乗せ要件②の税額控除率} \end{aligned}$$

### 要件と税額控除率

#### STEP1 賃上げ要件 (必須要件)

適用事業年度の給与等支給額が、前年度より 1.5% 以上増加していることが要件です。増加率に応じ、税額控除率が異なります。

増加率	税額控除率
1.5% 以上	15%
2.5% 以上	30%

#### STEP2 上乗せ要件

STEP1 の賃上げ要件が達成できた場合に上乗せできる要件です。2 種類あります。

##### ① 教育訓練費増加要件

教育訓練費が一定額以上増加した場合に、税額控除率が上乗せされる要件です。

要件	教育訓練費が前年度より 5% 以上増加
	かつ
教育訓練費の額	$\geq \text{適用事業年度の給与等支給額} \times 0.05\%$

#### 税額控除率 10% 上乗せ

- ・教育訓練の対象は、国内雇用者です。役員や特殊関係者、内定者等は含まれません。
- ・教育訓練費には、外部講師謝金や外部施設使用料、研修委託費、外部研修参加費等が含まれます。参加するための交通費や宿泊費等は含まれません。

##### ② 子育てとの両立支援・女性活躍支援要件

厚生労働省の認定制度(くるみん認定、えるぼし認定等)の取得が要件となります。認定の取得には、行動計画の策定・届出から実

施、申請まで、一定の期間を要します。ご検討の場合は、お早めにお取り組みください。

要件	適用事業年度中に
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定</li> <li>・くるみんプラス認定</li> <li>・えるぼし認定(2 段階目以上)</li> </ul> のいずれかを取得した または 適用事業年度終了の時に
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん認定</li> <li>・プラチナくるみんプラス認定</li> <li>・プラチナえるぼし認定</li> </ul> のいずれかを取得している

#### 税額控除率 5% 上乗せ

- ・くるみん認定等については、2022 年 4 月 1 日の改正後の基準を満たした認定の取得が必要です。
- ・適用事業年度終了の時までに認定が取り消された場合は、要件を満たしたことはありません。

### 繰越控除制度

賃上げを実施した年度に**控除しきれなかった金額は、5 年間の繰り越しが可能**です。以下の 2 点にご注意ください。

#### 繰越控除措置を利用する場合の留意点

##### 1. 控除しきれなかった年度以後の各年度

確定申告書に、所定の明細書を添付します。控除しきれなかった年度だけでなく、**その後の各年度も提出が必要**ですのでご注意ください。提出がないと、翌年度以降への繰り越しができません。

##### 2. 実際に控除する年度

その年度においても、給与等支給額が前年度より増加していることが要件となります。

[参考] 中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>